

令和7年第1回 船橋市国民健康保険運営協議会

令和7年1月
国保年金課
健康づくり課



目次

議題 1	船橋市国民健康保険出産費資金貸付基金条例を廃止する条例案について（諮問事項）	1
議題 2	船橋市国民健康保険条例の一部を改正する条例案について	
	1. 保険料の賦課限度額と軽減判定所得の見直し（協議事項）	3
議題 3	令和 6 年度船橋市国民健康保険事業特別会計補正予算案（歳入）について（協議事項）	5
議題 4	令和 7 年度船橋市国民健康保険事業特別会計当初予算案について（協議事項）	
	1. 世帯数と被保険者数の状況	8
	2. 保険給付費の状況	9
	3. 保険料（現年分）の状況	10
	4. 特定健康診査等事業費の状況	11
	5. 総括表（歳入）	13
	6. 総括表（歳出）	15
	7. 令和7年度の新たな取組み	16



議題 1 船橋市国民健康保険出産費資金貸付基金条例を廃止する条例案について（諮問事項）

1. 船橋市国民健康保険出産費資金貸付制度の廃止

【背景】

被保険者が出産した際は、まず被保険者が医療機関等に出産費用の全額を一旦支払い、その後、世帯主からの申請により市は出産育児一時金を支給していました。（償還払い）

そのため、市では出産育児一時金が支給されるまでの被保険者の一時的な負担を軽減するため、平成13年4月に出産育児一時金の支給予定額を事前に貸し付ける制度を立ち上げ、円滑に貸付けが行えるよう「船橋市国民健康保険出産費資金貸付基金」を設置し、希望により必要な方に支援を行ってまいりました。

【現状】

平成21年10月から医療機関等が被保険者に代わって出産育児一時金の支給申請及び受取を行う「直接支払制度」が創設されたことに伴い、被保険者が医療機関等に支払う出産費用は、出産育児一時金の支給額を超えた分の支払いだけで済むようになりました。

さらに、平成23年1月からは直接支払制度の利用による負担が大きいと考えられる小規模医療機関等であっても直接支払制度と同様に被保険者の経済的負担の軽減を図ることができるよう「受取代理制度」が制度化されたことで、被保険者に対する軽減制度が充実したことから、本貸付制度を利用する者が減少し、平成30年度以降は利用がない状況が続いています。

【廃止理由】

出産育児一時金の直接支払制度等の普及により、今後、国民健康保険出産費資金貸付制度を利用する者が見込めないことから、同貸付制度に関する事務を円滑に実施するために設置した本市国民健康保険出産費資金貸付基金条例について廃止します。 施行日：令和7年3月31日



議題 1 船橋市国民健康保険出産費資金貸付基金条例を廃止する条例案について（諮問事項）

【貸付実績】

年度	件数	金額（円）	年度	件数	金額（円）
H13	79	19,584,000	H25	0	0
H14	63	16,200,000	H26	0	0
H15	107	27,390,000	H27	0	0
H16	111	28,780,000	H28	0	0
H17	113	28,838,980	H29	1	420,000
H18	135	40,738,000	H30	0	0
H19	121	40,194,000	R元	0	0
H20	77	25,079,100	R2	0	0
※1 H21	25	8,090,500	R3	0	0
※2 H22	2	840,000	R4	0	0
H23	3	1,260,000	R5	0	0
H24	1	420,000	R6	0	0
小計	837	237,414,580	小計	1	420,000

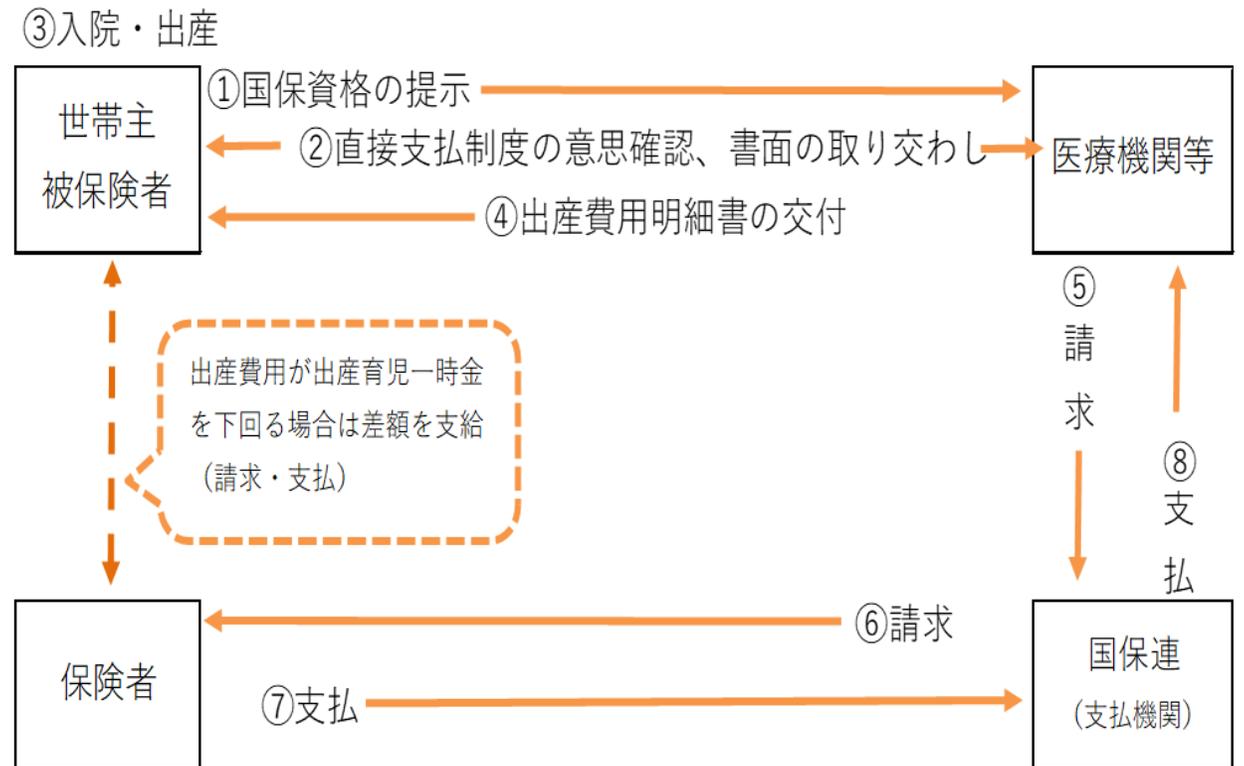
合計 件数 838 件
金額 237,834,580 円

※1 直接支払制度 導入（H21年10月～）

※2 受取代理制度 制度化（H23年1月～）

●出産育児一時金直接支払制度（平成21年10月～）

出産育児一時金の支給額を限度として、国民健康保険団体連合会（支払機関）を通じて医療機関等へ出産費用を支払う制度です。被保険者が出産費用を支払う一時的な経済的負担が軽減されることになりました。



議題 2 船橋市国民健康保険条例の一部を改正する条例案について

1. 保険料の賦課限度額と軽減判定所得の見直し

【改正趣旨】

令和7年度税制改正大綱が閣議決定されたことに伴い、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が1月下旬に公布予定となっています。これを受け、国民健康保険料の賦課限度額と軽減判定所得について本市でも所要の改正を行います。

※「国保のてびき」21、26ページ参照

【改正内容】

①保険料賦課限度額の引き上げ

(船橋市国民健康保険条例第16条、第16条の2の8、第20条及び第20条の4)

保険料にはその上限である「賦課限度額」が設けられています。中間所得層の負担緩和と保険料負担の公平性の確保を図る目的として、賦課限度額が以下のように変わります。

賦課限度額	(改正前)	(改正後)	
基礎賦課分(医療分)	65万円 ⇒	66万円	1万円引き上げ
後期高齢者支援金等賦課分	24万円 ⇒	26万円	2万円引き上げ
介護納付金賦課分	17万円 ⇒	17万円	変更なし
合 計	106万円 ⇒	109万円	3万円引き上げ



議題 2 船橋市国民健康保険条例の一部を改正する条例案について

②低所得者に対する保険料 5 割軽減・ 2 割軽減の軽減判定所得の見直し (船橋市国民健康保険条例第 20 条第 1 項)

世帯の所得が一定基準以下の場合に、基準額に応じて保険料均等割額の 7 割・ 5 割・ 2 割が軽減されます。今回は、そのうち 5 割と 2 割に軽減の基準となる軽減判定所得額の計算方法が以下のように変わります。

≪軽減判定所得額≫

5 割軽減

(改正前) 基礎控除額 (4 3 万円) + 2 9 万 5 千円 × (被保険者数) + 1 0 万円 × (給与所得者等の数 - 1)

(改正後) 基礎控除額 (4 3 万円) + **3 0 万 5 千円** × (被保険者数) + 1 0 万円 × (給与所得者等の数 - 1)

2 割軽減

(改正前) 基礎控除額 (4 3 万円) + 5 4 万 5 千円 × (被保険者数) + 1 0 万円 × (給与所得者等の数 - 1)

(改正後) 基礎控除額 (4 3 万円) + **5 6 万円** × (被保険者数) + 1 0 万円 × (給与所得者等の数 - 1)

【施行期日】

令和 7 年 4 月 1 日



議題 3 令和 6 年度船橋市国民健康保険事業特別会計補正予算案（歳入）について

1. 国民健康保険料（3億9,100万円の減額）

国民健康保険事業は、保険料収納、県からの交付金及び一般会計からの繰入金等を主要な財源としています。11月までの調定額・収納額から保険料収納を推計したところ、被保険者数の減少などから、当初の見込みよりも大幅な減少が見込まれることから減額補正を行います。

※平均被保険者数は、当初想定より3,670人少ない100,730人まで減少する見込みです。

2. 保険基盤安定繰入金（3,300万円の増額）

低所得者の保険料軽減が多いことで本来必要な保険料収納を確保できない保険者に対し、国・県・市（一般会計）が支援することで、国民健康保険の財政基盤の安定を図る制度（保険基盤安定制度）です。対象者が当初見込みよりも増加したため、増額補正を行います。

3. 未就学児均等割保険料繰入金（300万円の増額）

未就学児均等割保険料の軽減した分を国・県・市（一般会計）が支援する制度です。対象者が当初見込みよりも増加したため、増額補正を行います。

4. 産前産後保険料繰入金（300万円の増額）

産前産後保険料の軽減した分を国・県・市（一般会計）が支援する制度です。1人当りの軽減額が当初見込みよりも増加したため、増額補正を行います。



議題3 令和6年度船橋市国民健康保険事業特別会計補正予算案（歳入）について

5. 国保財政安定化支援事業繰入金（1, 200万円の増額）

国費と保険料で賄う国保財政の原則を踏まえつつ、保険者の責に帰することができない特別な事情に基づく要因（低所得者の割合、高齢者の割合、病院の病床数等を根拠に国が算定など）により限定的に繰り出せるもので当初見込みよりも増加したため、増額補正を行います。

6. その他一般会計繰入金（1億8, 000万円の増額）

その他一般会計繰入金は、被保険者の保険料負担の軽減を図るため、国民健康保険制度で必要となる収入の一部を市の一般会計から支援するものです。各補正による歳入の不足分を補う必要があることから、その他一般会計繰入金の増額補正を行います。

7. 国保財政調整基金繰入金（1億5, 000万円の増額）

保険料収納の不足分を令和5年度決算時に積み立てた財政調整基金を取り崩して補填します。

8. 国保出産費資金貸付基金繰入金（1, 000万円の増額）

船橋市国民健康保険出産費資金貸付基金条例の廃止に伴い、保有している基金を国民健康保険事業特別会計に繰り入れるため、国保出産費資金貸付基金繰入金の増額補正を行います。



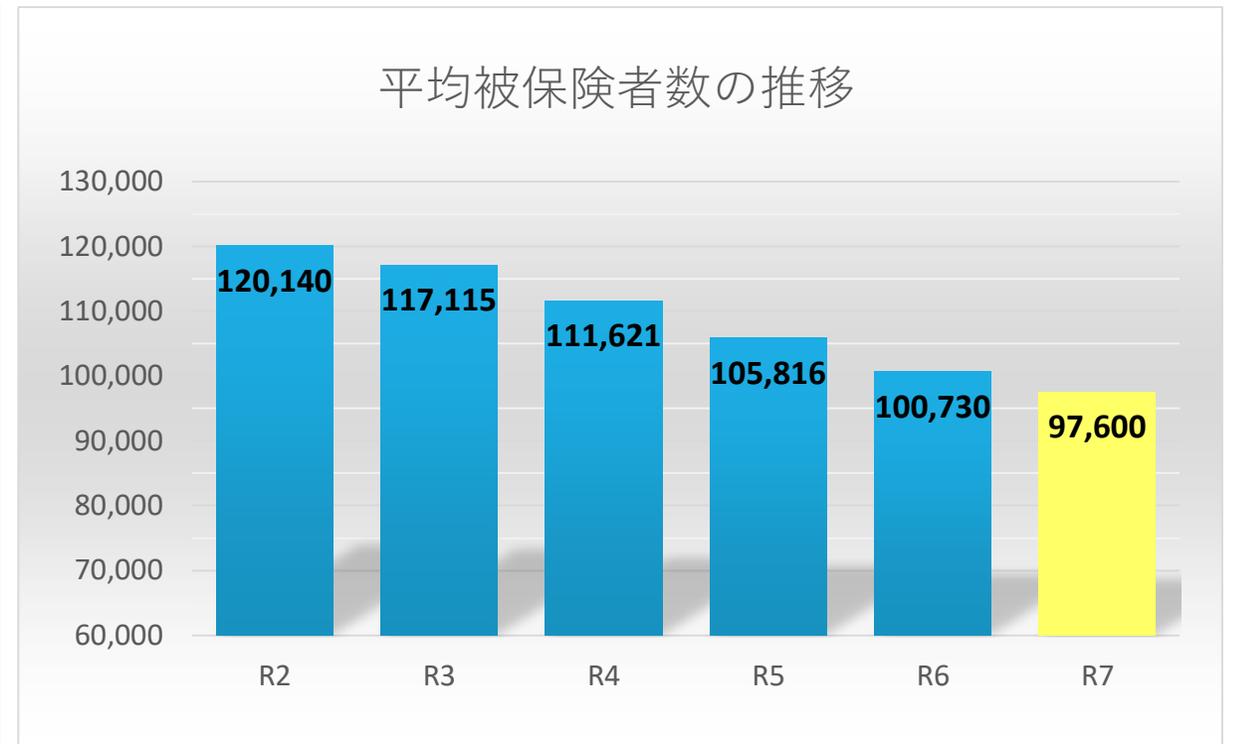
議題 3 令和 6 年度船橋市国民健康保険事業特別会計補正予算案（歳入）について

区 分	概 要	当初予算額	補正額	補正後予算額	構成比
国民健康保険料		10,687,000,000	▲391,000,000	10,296,000,000	20.1
国庫支出金	デジタル基盤改革（地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る事業）等に対する補助金	483,400,000	0	483,400,000	1.0
県支出金	国民健康保険の保険給付にかかる費用や市の国保の運営状況の評価等に応じて交付される	34,487,900,000	0	34,487,900,000	67.3
財産収入	国民健康保険財政調整基金の運用収入	100,000	0	100,000	0.0
繰入金		5,388,300,000	391,000,000	5,779,300,000	11.3
一般会計繰入金	一般会計からの繰入金	5,380,300,000	231,000,000	5,611,300,000	11.0
保険基盤安定繰入金 （保険料軽減分）	低所得者の保険料軽減のための繰入金 軽減世帯の被保険者数に応じた繰入金（国：市=3：1）	2,182,626,000	33,000,000	2,215,626,000	4.3
（保険者支援分）	軽減後の保険料と平均的な保険料との差（軽減相当額）に対して支援される繰入金（国：県：市=2：1：1）	854,574,000	19,000,000	873,574,000	1.7
未就学児均等割保険料繰入金	未就学児に係る均等割保険料の軽減額に応じた繰入金 （国：県：市=2：1：1）	29,403,000	3,000,000	32,403,000	0.1
職員給与費等繰入金	総務費（人件費等）に対する繰入金	956,434,000	0	956,434,000	1.9
産前産後保険料繰入金	産前産後に伴う保険料の軽減に対する繰入金（国：県：市=2：1：1）	7,614,000	3,000,000	10,614,000	0.0
出産育児一時金繰入金	出産育児一時金支給額に対する繰入金（2/3）	94,000,000	0	94,000,000	0.2
国保財政安定化支援事業	低所得者・病床・高齢者が多い場合に許される繰入金	74,223,000	12,000,000	86,223,000	0.2
その他一般会計繰入金	単年度収支の赤字に対する繰入金	2,036,000,000	180,000,000	2,216,000,000	4.3
国保財政調整基金繰入金	国民健康保険財政調整基金からの繰入金	8,000,000	150,000,000	158,000,000	0.3
国保出産費資金貸付基金繰入金	国民健康保険出産費資金貸付基金からの繰入金	0	10,000,000	10,000,000	0.0
繰越金	前年度からの繰越金	100,000	0	100,000	0.0
諸収入	延滞金、第三者行為に係る納付金、不当利得返還金等	176,200,000	0	176,200,000	0.3
歳 入 合 計		51,223,000,000	0	51,223,000,000	100.0



議題 4 令和 7 年度船橋市国民健康保険事業特別会計予算案について

1. 世帯数と被保険者数の状況



※令和 5 年度までは決算、令和 6 年度は決算見込数、令和 7 年度は当初予算時見込数。

市の人口は緩やかに増加しているが、国保は世帯数、被保険者数がともに減少傾向にあります。

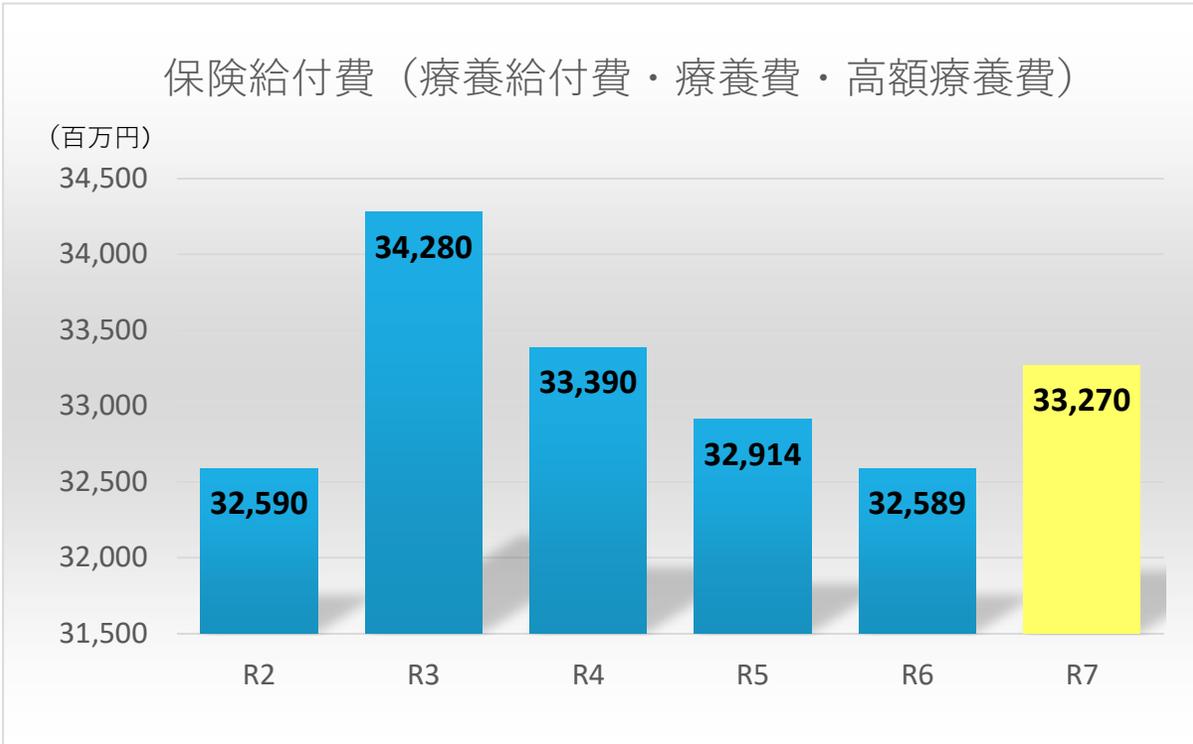
【主な理由】

- ・ 加入者数の多い高齢者層が後期高齢者医療制度(75歳以上)へ移行。
- ・ 定年延長、社会保険適用拡大etc



議題 4 令和 7 年度船橋市国民健康保険事業特別会計予算案について

2. 保険給付費の状況



※令和 5 年度までは決算額、令和 6 年度は決算見込額、令和 7 年度は当初予算額。

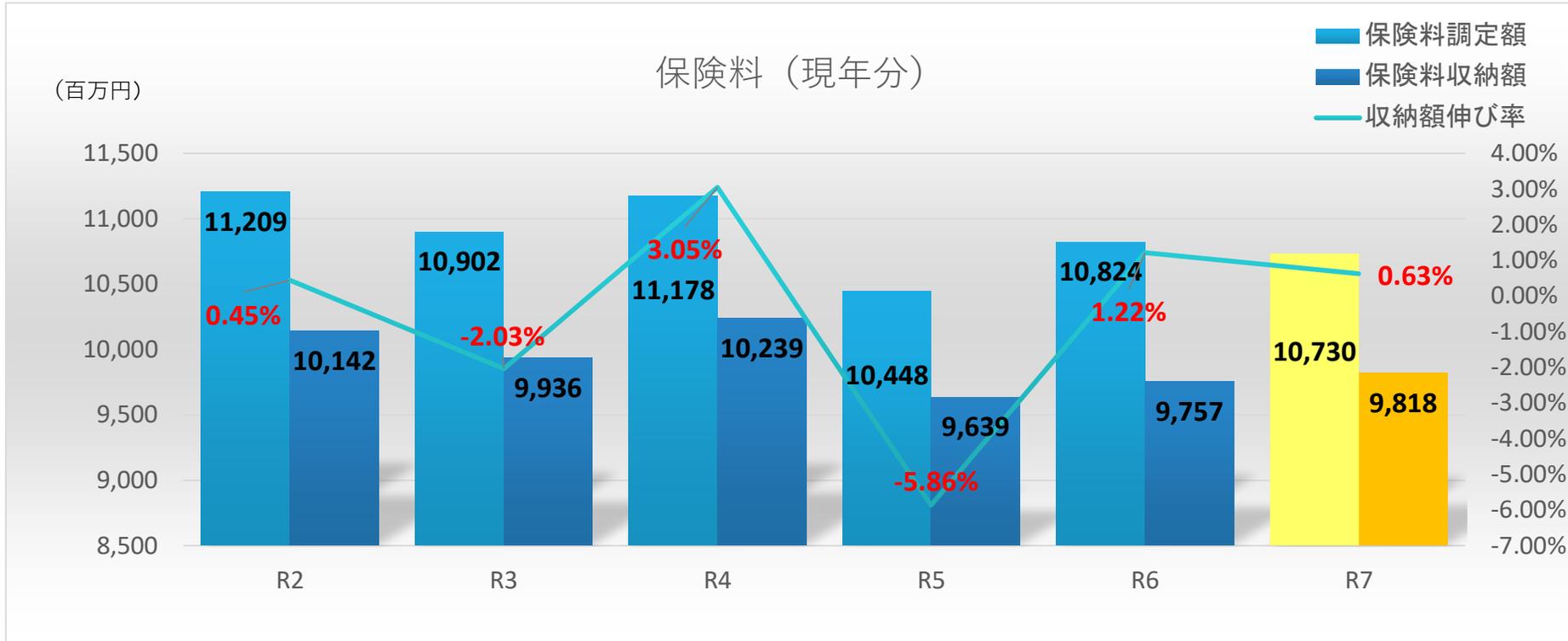
※令和 2 年度は、新型コロナウイルスの影響による受診控えにより大きく減少しておりますが、それ以外では、被保険者数の減少とともに、保険給付費全体は減少傾向が続いていくと見込んでいます。

※1 人当たり保険給付費は、被保険者の高齢化や医療の高度化等の影響で今後も増加傾向が続いていくと見込んでいます。



議題 4 令和 7 年度船橋市国民健康保険事業特別会計予算案について

3. 保険料（現年分）の状況



※令和 5 年度までは決算額（還付未済除く）、令和 6 年度は決算見込額、令和 7 年度は当初予算額。

※直近 3 年の保険料収納額は伸びているものの、被保険者数の減少に伴い、長期的には調定額・収納額とも減少傾向にあります。



議題 4 令和 7 年度船橋市国民健康保険事業特別会計予算案について

4. 特定健康診査等事業費の状況

令和 7 年度予算額 4 億 6, 7 7 3 万円
 令和 6 年度決算見込額 4 億 1, 0 5 9 万円
 決算見込との比較 5, 7 1 4 万円 (1 3.9 % 増) ※主な増加の理由はシステム更新によるもの

(1) 市町村国民健康保険の特定健康診査・特定保健指導の目標値

区 分	H30	R元	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
特定健康診査受診率	50%	52%	54%	56%	58%	60%	50%	52%	54%	56%	58%	60%
特定保健指導実施率	35%	40%	45%	50%	55%	60%	35%	40%	45%	50%	55%	60%
計画期間	特定健康診査等実施計画 第 3 期						特定健康診査等実施計画 第 4 期					

※R5及びR11の目標値は厚生労働省が定めており、左記以外の年度は船橋市独自で設定



議題 4 令和 7 年度船橋市国民健康保険事業特別会計予算案について

4. 特定健康診査等事業費の状況

(2) 船橋市国民健康保険の特定健康診査・特定保健指導の実施状況 (法定報告数値)

区分 年度	特定健康診査			特定保健指導		
	対象者数	受診者数	受診率	対象者数	実施者数	実施率
R 元年度	80,672人	38,700人	48.0%	4,240人	1,415人	33.4%
R 2 年度	79,571人	33,287人	41.8%	3,650人	732人	20.1%
R 3 年度	77,190人	32,403人	42.0%	3,439人	969人	28.2%
R 4 年度	72,336人	30,328人	41.9%	3,216人	970人	30.2%
R 5 年度	68,747人	28,444人	41.4%	3,051人	886人	29.0%

【法定報告における船橋市の順位】

	特定健康診査		特定保健指導	
	中核市	千葉県内市	中核市	千葉県内市
R 4 年度	13位 / 62位	11位 / 37位	15位 / 62位	11位 / 37位
R 5 年度	14位 / 62位	12位 / 37位	17位 / 62位	12位 / 37位



議題 4 令和 7 年度船橋市国民健康保険事業特別会計予算案について

5. 総括表（歳入）その 1

単位：千円 %

区 分		概 要			令和 6 年度 当初予算額	構成比	令和 7 年度 当初予算額	構成比	前年度比
国民健康保険料		所得割	均等割	限度額	10,687,000	20.9	10,333,400	20.4	▲ 353,600
基礎賦課分（医療分）現年賦課分	基礎賦課分	（前年中の総所得金額等 - 基礎控除 4 3 万円）× 6.67%	35,100円 × 人数	6 6 万円	6,893,050	13.5	6,662,630	13.1	▲ 230,420
介護納付金賦課分現年賦課分	（0～74歳）				707,370	1.4	694,930	1.4	▲ 12,440
後期高齢者支援金等賦課分現年賦課分	後期支援分	（前年中の総所得金額等 - 基礎控除 4 3 万円）× 2.69%	10,700円 × 人数	2 6 万円	2,521,680	4.9	2,461,240	4.9	▲ 60,440
基礎賦課分（医療分）滞納繰越分	（0～74歳）				331,375	0.6	277,800	0.5	▲ 53,575
介護納付金賦課分滞納繰越分	介護納付金分	（前年中の総所得金額等 - 基礎控除 4 3 万円）× 1.49%	11,500円 × 人数	1 7 万円	56,505	0.1	63,800	0.1	7,295
後期高齢者支援金等賦課分滞納繰越分	（40～64歳）				177,020	0.4	173,000	0.4	▲ 4,020
<p>基礎賦課分（医療分）・・・国民健康保険の医療費に充てる 後期高齢者支援金等賦課分・・・後期高齢者医療制度の費用に充てる 介護納付金賦課分・・・介護保険制度の費用に充てる</p> <p>基本は基礎賦課分と後期高齢者支援金等賦課分の所得割と均等割が賦課される。40～64歳は介護納付金賦課分の所得割と均等割が加えられる。賦課額には限度があり、1世帯の限度額は最高109万円。</p>									
国庫支出金					483,400	1.0	273,700	0.6	▲ 209,700
総務費国庫補助金		デジタル基盤改革（地方公共団体情報システムの標準化・共通化に係る事業）に対する補助金や社会保障・税番号制度に係る経費（マイナンバーカードの健康保険証利用に係る経費）に対する補助金			483,190	1.0	273,560	0.6	▲ 209,630
災害臨時特例補助金		東日本大震災被災者の免除された保険料・一部負担金に対する補助金			210	0.0	140	0.0	▲ 70



議題4 令和7年度船橋市国民健康保険事業特別会計予算案について

5. 総括表（歳入）その2

単位：千円 %

区 分	概 要	令和6年度 当初予算額	構成比	令和7年度 当初予算額	構成比	前年度比
県支出金		34,487,900	67.3	34,055,200	67.3	▲ 432,700
健康増進事業補助金	特定健診と同時に実施する追加検査項目に対して支払われる補助金	17,755	0.0	16,887	0.0	▲ 868
保険給付費等交付金	保険給付費等を賄うための交付金	34,470,145	67.3	34,038,313	67.3	▲ 431,832
普通交付金	保険給付費（出産育児諸費・葬祭費・傷病手当金除く）に応じて交付(100%)	33,729,960	65.9	33,383,830	66.0	▲ 346,130
特別交付金	保険者の経営努力の評価指標や市町村の特別な事情に応じて交付。 また、特定健康診査等事業費に係る国・県の負担分。	740,185	1.4	654,483	1.3	▲ 85,702
財産収入	国民健康保険財政調整基金の運用収入	100	0.0	600	0.0	500
繰入金		5,388,300	10.5	5,784,400	11.4	396,100
一般会計繰入金	一般会計からの繰入金	5,380,300	10.5	5,777,400	11.4	397,100
保険基盤安定繰入金	低所得者の保険料軽減のための繰入金	2,182,626	4.2	2,081,755	4.1	▲ 100,871
（保険料軽減分）	軽減後の保険料と平均的な保険料の差（軽減相当額）に対する繰入金（県：市=3：1）	1,328,052	2.6	1,254,260	2.5	▲ 73,792
（保険者支援分）	軽減額や軽減世帯数に応じた繰入金（国：県：市=2：1：1）	854,574	1.6	827,495	1.6	▲ 27,079
未就学児均等割保険料繰入金	未就学児に係る均等割保険料の軽減額に応じた繰入金（国：県：市=2：1：1）	29,403	0.1	26,174	0.1	▲ 3,229
職員給与費等繰入金	総務費（人件費等）に対する繰入金	956,434	1.9	1,082,928	2.1	126,494
産前産後保険料繰入金	産前産後期間相当分の保険料の軽減額に応じた繰入金（国：県：市=2：1：1）	7,614	0.0	8,810	0.0	1,196
出産育児一時金等繰入金	出産育児一時金支給額に対する繰入金（2/3）	94,000	0.2	83,667	0.2	▲ 10,333
国保財政安定化支援事業繰入金	低所得者・病床・高齢者が多い場合に許される繰入金	74,223	0.1	68,816	0.1	▲ 5,407
その他一般会計繰入金	単年度収支の赤字に対する繰入金	2,036,000	4.0	2,425,250	4.8	389,250
財政調整基金繰入金	国民健康保険財政調整基金からの繰入金	8,000	0.0	7,000	0.0	▲ 1,000
繰越金		100	0.0	100	0.0	0
諸収入	延滞金、第三者行為に係る納付金、不当利得返還金等	176,200	0.3	174,600	0.3	▲ 1,600
歳 入 合 計		51,223,000	100.0	50,622,000	100.0	▲ 601,000



議題 4 令和 7 年度船橋市国民健康保険事業特別会計予算案について

6. 総括表 (歳出)

単位:千円 %

区 分	概 要	令和 6 年度 当初予算額	構成比	令和 7 年度 当初予算額	構成比	前年度比
総務費		1,440,000	2.8	1,356,900	2.7	▲ 83,100
保険給付費		33,908,000	66.2	33,546,100	66.3	▲ 361,900
療養給付費	病気やけがの保険診療で保険者が医療機関に支払う現物給付(7割,8割)※「国保のてびき」P8	29,000,050	56.6	28,700,000	56.7	▲ 300,050
療養費	柔整・あんま・針・灸等及び医療機関で10割負担した場合の現金給付 ※P15	280,050	0.5	270,000	0.5	▲ 10,050
審査支払手数料	レセプトの審査に対して千葉県国保連合会に支払う手数料	67,310	0.2	106,730	0.2	39,420
高額療養費	医療機関での1ヶ月の自己負担が一定額(限度額)を超過した分を給付 ※P10	4,374,850	8.5	4,300,000	8.5	▲ 74,850
高額介護合算療養費	医療保険と介護保険の自己負担が一定額(限度額)を超過した分を給付 ※P13	7,350	0.0	7,000	0.0	▲ 350
移送費	緊急を要する場合に発生する搬送費用等 ※P18	350	0.0	100	0.0	▲ 250
出産育児諸費	出産費の助成(1件50万円または48万8千円)及び直接払い分の千葉県国保連合会への手数料 ※P17	141,060	0.3	125,570	0.3	▲ 15,490
葬祭諸費	葬祭費の助成(1件5万円) ※P18	36,000	0.1	36,500	0.1	500
傷病手当金	新型コロナウイルス感染症に感染した被用者等に対して傷病手当金を支給 ※P18	980	0.0	200	0.0	▲ 780
国民健康保険事業費納付金		15,218,200	29.7	15,053,000	29.7	▲ 165,200
基礎賦課分	保険給付費を賄うために千葉県へ拠出	10,035,580	19.6	10,015,420	19.8	▲ 20,160
後期高齢者支援金等賦課分	後期高齢者支援金を賄うために千葉県へ拠出	3,822,430	7.5	3,716,480	7.3	▲ 105,950
介護納付金賦課分	介護納付金を賄うために千葉県に拠出	1,360,190	2.7	1,321,100	2.6	▲ 39,090
保健事業費		469,800	0.9	486,000	0.9	16,200
保健事業費	医療費通知、パンフレットの印刷代等 ※P35、38	18,830	0.0	18,270	0.0	▲ 560
特定健康診査等事業費	特定健康診査・特定保健指導にかかる費用 ※P41	450,970	0.9	467,730	0.9	16,760
諸支出金	保険料の還付金、国庫補助金等の精算による返還	87,000	0.2	80,000	0.2	▲ 7,000
予備費		100,000	0.2	100,000	0.2	0
歳 出 合 計		51,223,000	100.0	50,622,000	100.0	▲ 601,000



7. 令和7年度の新たな取組み

【背景】

被保険者の年齢構成及び医療費水準が高い一方で、所得水準が低いという構造的な課題があります。また、近年、被保険者数が減少傾向にあり、依然として国保の財政運営は厳しい状況にあります。こうした状況の中、医療費の適正化について、これまで行ってきた取組みを継続しながら更なる強化を図る必要があります。

【取組み】

A Iを活用したレセプト点検の実施。

セキュアなクラウド環境でA I搭載のシステムを活用したレセプト点検が行える事業者に委託します。

- ⇒ ・ A Iにより他自治体等の実績を元に幅広い視点で点検を行える。
- ・ 目視による点検も併用するため、より精度の高い点検が行える。
(目視点検の結果をA Iにフィードバックすることにより、精度の向上を図る)
- ・ 市専属の従事者とならないためコストの削減が可能となる。(従事者は他自治体の点検も行うため)

